

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） ..... 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 1
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課） ..... 1
- 港湾隣接地域の指定（港湾課） ..... 2
- 指定管理者の指定・2件（都市公園課） ..... 3
- 監査委員事項**
- 定期監査結果の公表 ..... 3
- 財政的援助団体等監査結果の公表 ..... 3
- 選挙管理委員会事項**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 ..... 3

## 告 示

### 沖縄県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年1月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 中頭郡西原町字翁長後原341番（次の図に示す部分に限る。）、字幸地上山原1435番（次の図に示す部分に限る。）、1434番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第26号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 与那国町字与那国地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年9月3日から令和3年2月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（境界測量）

### 沖縄県告示第27号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年1月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 金武町字金武
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年10月8日から同年12月17日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

**沖縄県告示第28号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年1月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市石川から金武町字屋嘉まで
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年8月18日から同年11月10日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

**沖縄県告示第29号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、港湾隣接地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

令和3年1月22日

塩屋港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 港湾名及び地区名 塩屋港白浜地区
  - 2 指定地域 塩屋港白浜地区 基点1から120度00分00秒に引いた線、基点1から基点23まで順次直線で結んだ線及び基点23から339度15分15秒に引いた線と水際線により囲まれた陸域
- 基点1 四等三角点（英36）白浜（北緯26度39分46秒923、東経128度06分38秒600）から276度37分58秒211.59メートルの地点
- 基点2 基点1から151度47分41秒16.11メートルの地点
- 基点3 基点2から92度01分47秒1.51メートルの地点
- 基点4 基点3から182度08分30秒12.06メートルの地点
- 基点5 基点4から184度31分10秒2.15メートルの地点
- 基点6 基点5から197度10分01秒3.14メートルの地点
- 基点7 基点6から202度50分53秒1.82メートルの地点
- 基点8 基点7から209度27分57秒1.90メートルの地点
- 基点9 基点8から212度49分47秒4.00メートルの地点
- 基点10 基点9から215度30分21秒11.78メートルの地点
- 基点11 基点10から217度16分53秒6.79メートルの地点
- 基点12 基点11から220度43分21秒3.93メートルの地点
- 基点13 基点12から223度44分24秒13.86メートルの地点
- 基点14 基点13から230度24分27秒4.65メートルの地点
- 基点15 基点14から240度09分08秒5.19メートルの地点
- 基点16 基点15から245度50分07秒3.19メートルの地点
- 基点17 基点16から248度44分35秒96.45メートルの地点
- 基点18 基点17から256度39分36秒2.69メートルの地点
- 基点19 基点18から264度44分12秒4.60メートルの地点
- 基点20 基点19から275度02分06秒5.24メートルの地点
- 基点21 基点20から284度33分13秒3.64メートルの地点
- 基点22 基点21から287度29分42秒2.93メートルの地点
- 基点23 基点22から187度57分05秒1.22メートルの地点

3 指定年月日 令和3年1月22日

**沖縄県告示第30号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、中城公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 おきなわスポーツイノベーション協会株式会社 沖縄市比屋根二丁目15番2号
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

**沖縄県告示第31号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、奥武山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年1月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 奥武山パークマネジメント  
 代表者 株式会社トラステック 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C  
 株式会社KEI LINER 浦添市内間二丁目6番22号ニューシャインビル  
 401  
 沖電開発株式会社 浦添市牧港四丁目11番3号（おきでん牧港ビル）
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

**監 査 委 員 事 項**

**沖縄県監査委員公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

令和3年1月22日

沖縄県監査委員	安 慶 名	均	
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀	
沖縄県監査委員	上 原	章	
沖縄県監査委員	山 内 末	子	

**沖縄県監査委員公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、一般財団法人沖縄私学教育振興会ほか5団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

令和3年1月22日

沖縄県監査委員	安 慶 名	均	
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀	
沖縄県監査委員	上 原	章	
沖縄県監査委員	山 内 末	子	

**選 挙 管 理 委 員 会 事 項**

沖縄県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和2年沖縄県選挙管理委員会告示第24号は、廃止する。

令和3年1月22日

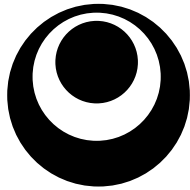
沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,431
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,442
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,717
うるま市選挙区	32,775
沖縄市選挙区	37,302
宜野湾市選挙区	26,173
浦添市選挙区	30,246
那覇市・南部離島選挙区	89,775
豊見城市選挙区	16,739
島尻・南城市選挙区	35,372
糸満市選挙区	16,118
宮古島市選挙区	15,220
石垣市選挙区	14,673
国頭郡選挙区	18,081
中頭郡選挙区	41,324

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 令和元年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について監査を実施した。

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	7
第3 監査所見	11
第4 部局別の指摘事項	
【各部局共通】	14
【総務部】	15
【企画部】	15
【環境部】	15
【子ども生活福祉部】	16
【保健医療部】	16
【農林水産部】	16
【商工労働部】	17
【文化観光スポーツ部】	18
【土木建築部】	18
【病院事業局】	19
【教育庁】	20
【警察本部】	21

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要	22
第2 監査所見	23

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要	
1 監査の対象年度及び実施期間	
(1) 監査対象年度	令和元年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。
(2) 監査実施期間	
ア 実地監査	令和2年1月15日から同年8月25日まで
イ 書面監査	令和2年4月23日から同年8月31日まで
2 監査の実施機関及び実施状況	
(1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。	
(2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。	
(3) 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。	
3 監査の着眼点	
監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。	
また、監査の重点事項を次とおり定めて実施した。	
(1) 財務に関する事項	
ア 未収金の債権管理について	
イ 備品の適正な管理について	
(2) 事務に関する事項	
ア 防火管理体制について	
4 監査の実施方法	
監査は、次に掲げる方法により実施した。	
(1) 実地監査	
監査実施機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。	
(2) 書面監査	
監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。	

別表2

実地監査の実施機関及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事 本庁各課	令和2年6月8～9日	衛生環境研究所	令和2年3月4日
公室 消防学校	" 2月27日	中央食肉衛生検査所	" 3月11日
	" 3月26日	北部食肉衛生検査所	" 2月18日
本庁各課	令和2年6月10～12日	北部保健所	" 2月20日
	" 8月14日	中部保健所	" 2月19日
総務部 総務事務センター	" 6月24～26日	南部保健所	" 2月26日
自治研修所	" 3月4日	宮古保健所	" 2月13日
名護県税事務所	" 6月4日	八重山保健所	" 3月5日
	" 4月14日	本庁各課	令和2年7月7～9日
那覇県税事務所	" 5月29日	本庁各課	" 8月18日
企画部 本庁各課	令和2年6月16～18日	北部農林水産振興センター各課	" 2月18日、3月16～19日
	" 8月14日	宮古農林水産振興センター農林水産整備課	" 6月2日
環境部 本庁各課	令和2年7月1～2日	八重山農林水産振興センター農林水産整備課	" 6月30～7月1日
	" 8月13日	農業研究センター	" 7月21～22日
本庁各課	令和2年7月14～16日	農業研究センター	" 3月13日
	" 8月13日	農業研究センター名護支所	" 6月12日
北部福祉事務所	" 2月21日	農業研究センター	" 2月6日
中部福祉事務所	" 2月18日	農業研究センター	" 2月13日
中部福祉事務所	" 3月6日	農業研究センター	" 3月5日
南部福祉事務所	" 2月25日	農業研究センター	" 5月27日
宮古福祉事務所	" 2月12日	農業研究センター	" 7月16日
八重山福祉事務所	" 3月6日	農業研究センター	" 2月6日
女性相談所	" 3月13日	農業研究センター	" 3月4日
若夏学院	" 3月18日	水産海洋技術センター	" 3月13日
中央児童相談所	" 5月26日	水産海洋技術センター	" 3月6日
身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	" 3月10日	水産海洋技術センター	" 2月14日
計量検定所	" 3月12日	水産海洋技術センター	" 3月13日
平和祈念資料館	" 2月28日	水産海洋技術センター	" 3月6日
本庁各課	令和2年6月3～4日	病害虫防除技術センター	" 3月12日
	" 8月19日	中部農業改良普及センター	" 3月3日
看護大学	" 5月28日		
	" 6月22日		

別表1

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	監査実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事 公室	6	6	4	2
総務部	17	17	9	8
企画部	8	8	5	3
環境部	6	6	3	3
子ども生活福祉部	21	21	17	4
保健医療部	16	16	12	4
農林水産部	43	43	32	11
商工労働部	13	13	9	4
文化観光スポーツ部	9	9	6	3
土木建設部	23	23	17	6
出納事務局	2	2	1	1
企業局	9	9	5	4
病院局	8	8	5	3
議会局	1	1	1	0
教育庁	102	102	55	47
警察本部	46	46	29	17
その他の行政委員会事務局	7	7	6	1
合計	337	337	216	121

※令和元年度定期監査は、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、監査実施機関の一部を実地監査から書面監査に変更して実施した。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
南部農業改良普及センター	令和2年3月12日	西原浄水管理事務所	令和2年2月28日
中央家畜保健衛生所	" 3月27日	水質管理事務所	" 2月27日
家畜改良センター	" 2月20日	本庁各課	令和2年7月13～14日 " 8月25日
中部農林土木事務所	" 4月16～17日	北部病院	" 7月21日～22日
南部林業事務所	" 2月14日 " 3月11日	精和病院	" 6月25～26日 " 7月22日
栽培漁業センター	" 2月21日 " 7月16日	宮古病院	" 2月12～13日
本庁各課	令和2年6月16～18日 " 8月12日	本庁各課	令和2年7月7～9日 " 8月6日
工業技術センター	" 3月3日	国頭教育事務所	" 1月30日
工芸振興センター	" 3月11日 " 6月18日	中頭教育事務所	" 1月31日
志志川職業能力開発校	" 3月4日	那覇教育事務所	" 1月31日
浦添職業能力開発校	" 3月5日	島尻教育事務所	" 1月31日
本庁各課	令和2年6月10～11日 " 8月12日	宮古教育事務所	" 2月6日
芸術大学	" 5月27日 " 7月20日	八重山教育事務所	" 2月5日
博物館・美術館	" 2月7日 " 3月12日	総合教育センター	" 1月21日
本庁各課	令和2年7月14～17日 " 8月18日	雛鳥児童生徒支援センター	" 1月24日
北部土木事務所	" 4月14～15日	辺土名高等学校	" 1月31日
中部土木事務所	" 4月16～17日 " 6月4日	北山高等学校	" 2月5日 " 6月9日
南部土木事務所	" 5月28～29日	名護高等学校	" 1月30日
宮古土木事務所	" 7月2～3日	宜野座高等学校	" 1月17日 " 2月7日
八重山土木事務所	" 7月21～22日	石川高等学校	" 1月23日
都市モノレール建設事務所	" 3月17日	誠谷高等学校	" 1月28日
出納事務局	令和2年7月21日 " 8月5日	普天間高等学校	" 1月23日 " 2月12日
本庁各課	令和2年6月19日 " 8月7日	首里高等学校	" 1月16日 " 2月6日
石川浄水管理事務所	" 2月27日	真和志高等学校	" 1月17日 " 2月17日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
小嶺高等学校	令和2年1月15日 " 7月1日	島尻特別支援学校	令和2年1月29日 " 2月19日
陽明高等学校	" 1月30日	八重山特別支援学校	" 2月4日
与勝高等学校	" 1月15日 " 2月7日	森川特別支援学校	" 1月21日
与勝緑が丘中学校	" 1月15日 " 2月7日	泡瀬特別支援学校	" 1月23日
具志川高等学校	" 1月23日	桜野特別支援学校	" 2月4日
嘉手納高等学校	" 1月28日	西崎特別支援学校	" 1月28日
首里東高等学校	" 1月16日 " 2月7日	やえせ高等支援学校	" 1月29日 " 2月19日
北部農林高等学校	" 2月4日	陽明高等支援学校	" 1月30日
南部農林高等学校	" 1月17日 " 2月7日	本部各課	令和2年7月1～3日 " 8月7日
美来工科高等学校	" 1月29日	豊見城警察署	" 1月29日 " 2月17日
沖繩工業高等学校	" 1月16日 " 2月5日	糸満警察署	" 1月28日 " 2月18日
浦添工業高等学校	" 1月16日	与那原警察署	" 2月28日
中部商業高等学校	" 1月21日	沖繩警察署	" 2月25日
南部商業高等学校	" 1月29日 " 2月19日	うるま警察署	" 2月25日
浦添商業高等学校	" 1月15日 " 2月10日	石川警察署	" 2月27日
具志川商業高等学校	" 1月15日 " 2月5日	名護警察署	" 2月26日 " 6月9日
球陽高等学校	" 1月17日	本部警察署	" 2月26日
球陽中学校	" 1月17日	議会事務局	令和2年7月28日 " 8月19日
宮古高等学校	" 2月7日	監査委員事務局	令和2年5月22日
宮古工業高等学校	" 2月7日	人事委員会事務局	令和2年6月16日 " 8月21日
伊良部高等学校	" 2月6日	労働委員会事務局	令和2年5月12日 " 8月5日
名護商工高等学校	" 1月30日	海区漁業調整委員会事務局	令和2年7月9日 " 8月18日
那覇特別支援学校	" 1月21日 " 2月18日	内水面漁業管理委員会事務局	令和2年7月9日 " 8月18日
宮古特別支援学校	" 2月12日	収用委員会事務局	令和2年7月14日 " 8月18日

注：1 監査実施機関は、令和2年4月1日現在で表記している。なお、都市モノレール建設事務所は令和2年3月31日をもって組織を廃止した。  
2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。



書面監査の実施機関は、次のとおりである。

部局名	監査実施機関
知事公室	広報課 防災危機管理課
総務部	職員厚生課 宮古事務所各課 八重山事務所各課 コザ県税事務所 自動車税事務所 東京事務所
企画部	企画調整課 市町村課 統計課
環境部	環境政策課 環境保全課 動物愛護管理センター
子ども生活福祉部	子ども未来政策課 消費・くらし安全課 女性力・平和推進課 コザ児童相談所
保健医療部	保健医療総務課 地域保健課 国民健康保険課 総合精神保健福祉センター
農林水産部	農林水産総務課 村づくり計画課 農地農村整備課 宮古農林水産振興センター 農業改良普及課及び家畜保健衛生課 八重山農林水産振興センター 農業改良普及課及び家畜保健衛生課 農業大学校 南部農林土木事務所 海洋深層水研究所 家畜衛生試験場
商工労働部	産業政策課 中小企業支援課 雇用政策課 大阪事務所
文化観光スポーツ部	観光政策課 M I C E 推進課 文化振興課
土木建設部	土木総務課 海岸防災課 空港課 都市公園課 下地島空港管理事務所 下水道事務所
出納事務局	物品管理課
企業局	経理課 配水管理課 久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
病院事業局	中部病院 南部医療センター・こども医療センター 八重山病院
教育庁	保健体育課 県立学校教育課 義務教育課 県立図書館 理蔵文化財センター 本部高等学校 前原高等学校 コザ高等学校 浦添高等学校 那覇高等学校 豊見城高等学校 知念高等学校 糸満高等学校 西原高等学校 北谷高等学校 南風原高等学校 美里高等学校 那覇国際高等学校 宜野湾高等学校 豊見城南高等学校 中部城高等学校 那覇工業高等学校 南部工業高等学校 中部農林高等学校 美里工業高等学校 開邦高等学校 開邦中学校 向陽高等学校 那覇商業高等学校 沖繩水産高等学校 八重山農林高等学校 沖繩工高等学校 久米島高等学校 八重山高等学校 大平特別支援学校 沖繩工高等学校 美咲特別支援学校 宮古総合支援学校はななき分校 大平特別支援学校 沖繩工高等学校 美咲特別支援学校 美咲特別支援学校(浦添分校含む) 名護特別支援学校 沖繩高等特別支援学校 中部農林高等学校 南風原高等支援学校
	総務課 警務課 広報相談課 厚生課 教養課 監察課 運転免許課 交通機動隊 捜査第二課 機動隊 警察学校 那覇警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 宮古島警察署 八重山警察署
	選挙管理委員会
	その他

## 第 2 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となつた事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。なお、当該事務の一部については是正又は改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

指摘事項の詳細については、「第 4 部局別の指摘事項」に記述している。

## 1 財務に関する事項

## (1) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	20	税務課 管財課 宮古事務所県税課 コザ県税事務所 八重山事務所県税課 名護県税事務所 環境整備課 保護・援護課 那覇県税事務所 環境整備課 保護・援護課 青少年・子ども家庭課 北部福祉事務所 宮古福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 農政経済課 営農支援課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 海岸防災課 住宅課 中部土木事務所 施設課 交通指導課 (25機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	病院事業経営課 北部病院 中部病院 精和病院 南部医療センター・こども医療センター (7機関) 宮古病院 八重山病院
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	中部保健所 南部保健所 南部土木事務所 学校人事課 名護警察署 (5機関)
現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	1	北部病院 (1機関)
計	23	(38機関)

## (2) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかったもの (各部局共通)	1	交通政策課 環境整備課 子ども未来政策課 看護大学 中央食肉衛生検査所 北部食肉衛生検査所 宮古農林水産振興センター 畜産研究センター 河川課 選挙管理委員会 (10機関)
給与が過不足ないとなっていたもの	6	総務センター 南部医療センター・こども医療センター 八重山教育事務所 北山高等学校 南部農林高等学校 (5機関)
計	7	(15機関)

(3) 契約に関するもの

指箇の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの(各部局共通)	1	自治研修所 農業研究センター石垣支所 芸術大学 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 北部病院 総合教育センター (7機関)
契約方法について改善を要するもの	1	中部土木事務所 (1機関)
契約事務が適正でなかったもの	3	平和祈念資料館 雇用政策課 泡瀬特別支援学校 (3機関)
契約書を作成していなかったもの(各部局共通)	1	那覇県税事務所 環境再生課 用地課 南部医療センター・こども医療センター (4機関)
履行確認が適正でなかったもの	2	総合情報政策課 南部医療センター・こども医療センター (2機関)
計	8	(17機関)

(4) 財産に関するもの

指箇の内容	件数	機関名
備品台帳の管理が適正でなかったもの	4	女性相談所 スポーツ振興課 港湾課 南部土木事務所 (4機関)
備品貸与の手続が適正でなかったもの	3	保健医療総務課 衛生薬務課 スポーツ振興課 (3機関)
財産の管理が適正でなかったもの	1	泡瀬特別支援学校 (1機関)
生産物台帳が整備されていないもの	1	栽培漁業センター (1機関)
動物台帳の管理が適正でなかったもの	1	北部農林高等学校 (1機関)
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	3	環境再生課 スポーツ振興課 施設課 (3機関)
公有財産の管理が適正でなかったもの	1	本部警察署 (1機関)
計	14	(14機関)

(5) その他

指箇の内容	件数	機関名
不適正な事務処理が多数あったもの	1	農業研究センター (1機関)
計	1	(1機関)

2 事務に関する事項

指箇の内容	件数	機関名
消防法(昭和23年法律第186号)に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	2	八重山病院 美里高等学校 (2機関)
公印の管理が適正でなかったもの	2	農業研究センター 辺土名高等学校 (2機関)
計	4	(4機関)

### 3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部局名	財務に関する事項						事務に関する事項	合計		増減	
	予算	収入	支出	契約	工事	財産		その他	計		R元
知事室							0		0	2	△ 2
総務部		2	2				4		4	7	△ 3
企画部				1			1		1	1	0
環境部		1			1		2		2	3	△ 1
子ども生活福祉部		2		1			4		4	6	△ 2
保健医療部					2		2		2	8	△ 6
農林水産部		3			1	1	5	1	6	21	△ 15
商工労働部		5		1			6		6	8	△ 2
文化観光スポーツ部					3		3		3	3	0
土木建築部		5		1		2	8		8	10	△ 2
出納事務局							0		0	1	△ 1
企業局							0		0	0	0
病院事業局		2	1	1			4	1	5	13	△ 8
議会事務局							0		0	0	0
教育庁		1	3	1		3	8	2	10	7	3
警察本部		1				1	2		2	1	1
その他の行政委員会事務局							0		0	0	0
各部署		1	1	2			4		4	2	2
計	R元	0	23	7	8	0	14	1	53	4	57
	H30	5	24	21	17	1	14	5	87	6	93
増減		△ 5	△ 1	△ 14	△ 9	△ 1	0	△ 4	△ 34	△ 2	△ 36

### 第3 監査所見

令和元年度における監査結果において、財務に関する事務等についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部に法令等に基づかない事務処理等が依然として見られた。

職員においては沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）等を遵守し、会計事務を行っていただきたい。管理職員においては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底していただきたい。また、出納員においては、会計事務が法令等に適合しているか注意深く確認し、出納事務の適正な執行に努めていただきたい。

なお、平成29年の地方自治法の一部改正により、地方公共団体の長は内部統制体制を整備し、令和3年度以降、毎会計年度、内部統制に関して評価した報告書に監査委員の意見を付して議会に提出するとともに、公表することとされていることから、内部統制機能の強化に努めていただきたい。

これらを踏まえ、各部署等においては、特に次の点に留意して是正又は改善に取り組んでいただきたい。

#### 1 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は36億3,912万円で、前年度より2億3,138万円（6.8%）増加している。特別会計の収入未済額は39億2,749万円で、前年度より2億6,620万円（7.3%）増加している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は17億2,858万円で、前年度より2,063万円（1.2%）減少している。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から重要な課題である。収入未済額については、発生防止の方策の検討や滞納者の実態把握に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権管理を行うとともに、関係機関等との連携強化を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続きその縮減と発生防止に努めていただきたい。

(2) 使用料及び手数料の金額の誤りについて

一部の証明手数料において、沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部改正を反映せず、改正前の金額を誤って適用していた。規則等の改正に伴う金額変更には十分留意するとともに、徴収職員によるチェック体

制の確保に努めていただきたい。

(3) 現金の取扱い等について

北部病院附属伊平屋診療所においては、現金が亡失する事案があり、その際現金を施錠できる堅固な金庫等に保管していなかった。また、亡失した金額の一部をつり銭現金で補填し金融機関へ預け入れるなど不適正な取扱いとなっていた。

現金については、財務規則等の規定に則り厳格に取り扱う必要がある。

(4) その他の収入事務について

生産物の売払いにおいて、調定事務が大幅に遅れていたもの、領収書が発行されていなかったもの、生産物台帳が適切に管理されていなかったもの等、適正でない事務が散見された。

財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めていただきたい。

2 支出事務の適正化について

(1) 支出負担行為について

支出負担行為の決議の時期が大幅に遅れていたものや、出納機関への合議を行っているものがないものが依然として多く見られた。

財務規則では、支出負担行為について第57条で支出負担行為の合議、第58条で支出負担行為の合議の審査、第76条で支出負担行為の確認について定めている。

支出負担行為を行う職員においては、財務規則等を十分に理解した上で事務を行っていただきたい。

(2) 給与の支出事務について

職員手当について、6件6名で合計1,808,005円（過払額1,624,667円、不足払額183,338円）の過不足払いがあった。

職員手当の支給に当たっては、支給要件の調査、確認を適切に実施していただきたい。

3 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していなかったもの、見積書を取っていなかったもの、契約書や請書を作成していなかったもの等があった。

関係法令、財務規則等の周知を図り、適正な事務処理を行っていただきたい。

4 財産管理の適正化について

備品台帳や公有財産台帳に登録していなかったもの、備品台帳の管理が不十分なものがあつたもの、備品を亡失していたもの、備品台帳の管理が不十分なものがあつた。

公有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

#### 第4 部局別の指摘事項

##### 【各部局共通】

#### 1 財務に関する事項

##### 【収入】

#### (1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

ア 証紙に消印が押されていないなかったものがあった。

- ・土木建築部（南部土木事務所）
- ・警察本部（名護警察署）

イ 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部改正により手数料が改定されたが、誤って旧手数料の額で収納していた。

- ・保健医療部（中部保健所、南部保健所）
- ・教育庁（学校人事課）

##### 【支出】

#### (1) 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

契約を締結するときは、支出負担行為の決議が必要であるが、これが大幅に遅れていたもの、出納機関に合議していなかったものがあった。

- ・企画部（交通政策課）
- ・環境部（環境整備課）
- ・子ども生活福祉部（子ども未来政策課）
- ・保健医療部（看護大学、中央食肉衛生検査所、北部食肉衛生検査所）
- ・農林水産部（宮古農林水産振興センター、畜産研究センター）
- ・土木建築部（河川課）
- ・選挙管理委員会

##### 【契約】

#### (1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていないかった。

- ・総務部（自治研修所）
- ・農林水産部（農業研究センター石垣支所）
- ・文化観光スポーツ部（芸術大学）
- ・病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）
- ・教育庁（総合教育センター）

イ 予算執行間で決裁を受けた執行予定額を超える金額で、予定価格調書を作成していた。

- ・病院事業局（北部病院）

#### (2) 契約書を作成していないかったもの

ア 物品の購入（取得金額20万円以上）について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手続もされていないかった。

- ・総務部（那覇県税事務所）
- ・環境部（環境再生課）

- ・土木建築部（用地課）

イ 物品の購入（取得金額100万円以上）について、契約書が作成されていないかった。

- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

##### 【総務部】

#### 1 財務に関する事項

##### 【収入】

#### (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

##### ア 果税

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和元年度	138,196,936,370	136,220,953,076	105,447,987	1,931,135,955	98.6
平成30年度	132,239,762,655	131,067,722,622	130,908,088	1,716,605,406	99.1
対前年度比	104.5	103.9	80.6	112.5	—

（税務課、各県税事務所、宮古及び八重山事務所県税課）

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
イ 土地貸付料	45,253,385円	6.2%	6.9%

（管財課）

##### 【支出】

#### (1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、育児休業から復職した職員の支給停止の解除がなされていないため、53,870円の不足払いとなっていた。（総務事務センター）

イ 管理職手当の支給に当たって、病気休暇により月の全日数勤務しなかったにもかかわらず同手当を支給したため、66,400円の過払いとなっていた。（総務事務センター）

##### 【企画部】

#### 1 財務に関する事項

##### 【契約】

#### (1) 履行確認が適正でなかったもの

沖縄県統合宛名システムデータ標準レイアウト変更対応支援等委託業務（契約額2,376,000円）について、納品書及び検査日の日付が履行期限を過ぎた日付となっていた。（総合情報政策課）

##### 【環境部】

#### 1 財務に関する事項

##### 【収入】

#### (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

収入未済額が多額となつていものが次のとおりありつた。  
 収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増加率  
 行政代執行に係る求償費用 77,546,794円 99.1% 116%  
 (環境整備課)

【財産】

- (1) **公有財産台帳の管理が適正でなかつたもの**  
 平和創造の森公園駐車場整備工事(契約額7,069,680円)により整備した駐車場や園路について、公有財産台帳への登録が行われていなかつた。(環境再生課)

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

【収入】

- (1) **徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの**  
 収入未済額が多額となつていものが次のとおりありつた。  
 収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増加率  
 ア 生活保護費返還金 212,241,243円 61.4% 17.3%  
 (保護・援護課、北部、中部、南部及びび八重山福祉事務所)  
 イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入 98,746,920円 48.5% △2.9%  
 (青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)

【契約】

- (1) **契約事務が適正でなかつたもの**  
 沖縄県平和祈念資料館施設管理及び学芸業務委託(契約額13,822,000円)について、正規の見積書を徴取せず、予算執行同時の参考見積書により契約を締結していた。(平和祈念資料館)

【財産】

- (1) **備品台帳の管理が適正でなかつたもの**  
 購入したルームエアコン5台(取得金額534,600円)について、備品台帳への登録が行われていなかつた。(女性相談所)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

【財産】

- (1) **備品貸与の手続が適正でなかつたもの**  
 財務規則に定める貸付けの手続がなされていがないものが次のとおりありつた。  
 ア テレビ会議用機器一式ほか38件(取得金額計102,010,309円)(保健医療総務課)  
 イ 全自動血圧計ほか11件(取得金額計4,157,460円)(衛生業務課)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

【収入】

- (1) **徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの**  
 収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりありつた。  
 収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増加率  
 ア 農業改良資金 貸付金元利収入 294,171,507円 88.6% △7.2%  
 (農政経済課)  
 イ 雑入(違約金) 1,740,000円 100.0% 50.0%  
 (営農支援課)  
 ウ 沿岸漁業改善資金 貸付金元利収入 34,947,969円 77.4% △5.1%  
 (水産課)  
 【財産】  
 (1) **生産物台帳が整備されていなかつたもの**  
 放流及び養殖用の種苗について、生産物台帳が整備されていなかつた。(栽培漁業センター)

【その他】

- (1) **不適正な事務処理が多額あつたもの**  
 財務に関する事務について、調定事務の遅延、現金収納時の領収書未発行、生産物台帳の押印漏れなど、財務規則等に基づかない不適正な事務処理が多額あつた。(農業研究センター)

2 事務に関する事項

【公印管理】

- (1) **公印の管理が適正でなかつたもの**  
 消防用設備等点検結果報告書及び消防用設備改修結果報告書の提出に当たつて、沖縄県公印規程(昭和47年沖縄県訓令第17号)に基づき公印審査を経ないまま公印が使用され、文書が作成及び行使されていた。(農業研究センター)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

【収入】

- (1) **徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの**  
 収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりありつた。  
 収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増加率  
 ア 小規模企業者等設備導入資金 貸付金元利収入 2,787,842,856円 87.0% △3.8%  
 (中小企業支援課)  
 イ 賃貸工場施設使用料 33,812,326円 8.0% 0.0%  
 (企業立地推進課)

ウ	建物明渡訴訟に係る 損害金	36,525,000円	100.0%	0.0%	(企業立地推進課)
エ	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 損害金等諸収入	50,954,894円	33.0%	△0.6%	(企業立地推進課)
オ	雑入 (違約金)	2,313,292円	11.6%	105.3%	(企業立地推進課)

**【契約】**

- (1) **契約事務が適正でなかったもの**  
 高校生県外インターンシップ事前研修業務委託 (契約額230,493円) について、  
 契約日が支出負担行為の決議の前となっていた。(雇用政策課)

**【文化観光スポーツ部】**

**1 財務に関する事項**

**【財産】**

- (1) **備品台帳の管理が適正でなかったもの**  
 購入したビームライフル機器 (取得金額7,800,840円) について、備品台帳への  
 登録が行われていなかった。(スポーツ振興課)

- (2) **備品貸与の手続が適正でなかったもの**

沖縄県総合運動公園体育館に納品した体操やトランポリン競技等に係る備品85点  
 (取得金額59,814,374円) について、指定管理者への貸与手続がなされていなかった。  
 (スポーツ振興課)

- (3) **公有財産台帳の管理が適正でなかったもの**

武道館空調等設備及びライフル射撃場浄化槽設置工事 (契約額35,343,000円) に  
 より設置した設備について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。  
 (スポーツ振興課)

**【土木建築部】**

**1 財務に関する事項**

**【収入】**

- (1) **徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの**

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりであった。

ア	県営住宅使用料	585,354,034円	10.2%	△8.9%	(住宅課)
イ	県営住宅駐車場使用料	35,164,995円	10.5%	9.8%	(住宅課)
ウ	雑入 (違約金)	107,537,442円	82.0%	6.1%	(住宅課)

エ	土地明渡強制執行原因者負担金	37,538,560円	100%	0.0%	(海岸防災課)
オ	直野湾港施設使用料	4,290,317円	2.6%	49.5%	(中部土木事務所)

**【契約】**

- (1) **契約方法について改善を要するもの**

中城湾港 (新港地区) 警備業務委託 (その1、その2) (契約額計35,368,800  
 円) について、年間を通して契約できるにもかかわらず、合理的な理由も無く6箇  
 月ごとに分割し契約を締結していた。

**【財産】**

- (1) **備品台帳の管理が適正でなかったもの**

ア 購入した空調機6台 (取得金額2,860,000円) について、備品台帳への登録が  
 行われていなかった。(港湾課)

イ 購入した空気式防眩材一式 (取得金額24,840,000円) について、備品台帳への  
 登録が行われていなかった。(南部土木事務所)

**【病院事業局】**

**1 財務に関する事項**

**【収入】**

- (1) **医業未収金の徴収に努力を要するもの**

令和元年度末における医業未収金 (個人負担分) は、前年度末より20,625,039円  
 (1.2パーセント) 減少し1,728,575,202円となっているが、依然として多額となっ  
 ている。(病院事業経営課、各県立病院)

- (2) **現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの**

北部病院附属伊平屋診療所においては、現金48,000円が亡失する事案があり、そ  
 の際現金を施錠できる堅固な金庫等に保管していなかった。また、担当者は亡失し  
 た金額のうち40,000円を私金で、残り8,000円をつり銭現金で補填し金融機関へ預  
 け入れるなど、不適正な取扱いとなっていた。(北部病院)

**【支出】**

- (1) **給与が過払いとなっていたもの**

勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6箇月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、  
 在職期間から除算しなかったため、142,603円の過払いとなっていた。  
 (南部医療センター・こども医療センター)

**【契約】**

- (1) **履行確認が適正でなかったもの**

重症部門システム一式購入契約（契約額440,000,000円）において、検査調査に  
決裁権者の押印がなかった。  
（南部医療センター・こども医療センター）

## 2 事務に関する事項

### 〔防火管理体制〕

#### (1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

特定用途防火対象物である病院においては、消火、通報及び避難訓練を年2回以  
上実施しなければならぬが、1回のみの実施となっていた。  
（八重山病院）

## 【教育庁】

### 1 財務に関する事項

#### 〔収入〕

#### (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

収入未済額が前年度より増額しているものが次のとおりあった。

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
雑入（違約金）	45.4%	25.3%

（施設課）

#### 〔支出〕

#### (1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いと  
なっていたものが次のとおりあった。

ア 育児休業を取得した職員の期末手当について、除算期間を誤ったため129,468  
円が不足払いとなっていた。  
（八重山教育事務所）

イ 住居手当の支給に当たって、親族から住宅を借り受けている場合は、住民票や  
確定申告書等により賃貸借の事実等を確認する必要があるが、確認が十分でない  
まま同手当を支給したため、1,350,000円の過払いとなっていた。  
（北山高等学校）

ウ 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6箇月の全日数勤務しなかったにもか  
かわらず、在職期間から除算しなかったため、65,664円の過払いとなっていた。  
（南部農林高等学校）

#### 〔契約〕

#### (1) 契約事務が適正でなかったもの

管理棟コンプレッサー取替修繕（契約額237,600円）及び消防用設備修繕（契約  
額217,512円）について、予算執行の前に見積書を徴取し契約業者を決定してい  
た。また、支出負担行為の決議を締結するときに行わず、請求書受理後に支  
出負担行為兼支出調書で行っていた。  
（泡瀬特別支援学校）

#### 〔財産〕

#### (1) 財産の管理が適正でなかったもの

タブレット端末（取得金額248,504円）の管理が適正でなく、平成30年10月から  
同年11月までの間に4台を丢失していた。  
（泡瀬特別支援学校）

#### (2) 動物台帳の管理が適正でなかったもの

取得した動物について、平成30年度以降、動物台帳への登録が行われていなかっ  
た。  
（北部農林高等学校）

#### (3) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

鏡が丘特別支援学校浦添分校用地の一部として購入した土地（1,033.31㎡）につ  
いて、購入手続きを行った施設課から鏡が丘特別支援学校へ通知を行っていなかっ  
たため、公有財産台帳への登録が行われていなかった。  
（施設課）

## 2 事務に関する事項

### 〔防火管理体制〕

#### (1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練が実施されていなかった。

（美里高等学校）

### 〔公印管理〕

#### (1) 公印の管理が適正でなかったもの

防火管理者選任届出書及び消防計画変更届出書の提出に当たって、沖縄県公印規  
程に基づく公印審査等を経ないまま公印が使用され、文書が作成及び行使されてい  
た。  
（辺土名高等学校）

## 【警察本部】

### 1 財務に関する事項

#### 〔収入〕

#### (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

収入未済額が前年度より増額しているものが次のとおりあった。

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
放置駐車車両違反金	12,569,000円	8.4%

11.5%  
（交通指導課）

#### 〔財産〕

#### (1) 公有財産の管理が適正でなかったもの

私有地に建築された駐在所（価額29,002,000円）について、不動産登記が行われ  
ていなかった。  
（本部警察署）



<工事等に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和元年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても監査の対象とした。
- (2) 監査実施期間 令和2年8月5日から同年9月17日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 監査実施機関 土木建築部6機関、農林水産部1機関、企業局1機関の計8機関  
24工事等を対象として監査を実施した。
- (2) 監査実施状況

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	令和2年8月27日 ～8月28日 " 9月7日 " 9月14日	糸満警察署庁舎新築工事（建築1工区） 糸満警察署庁舎新築工事（機械） 糸満警察署庁舎新築工事（電気） 沖縄県立芸術大学音楽堂舞台機構設備改修工事（第1期） 沖縄県立芸術大学音楽堂舞台照明設備改修工事 県営新川団地建替工事実施設計業務（第3期）
都市計画・モノレール課	令和2年8月25日 ～8月26日	市道国際センター線都市モノレール経塚駅自由通路建設工事（北）（土木） 浦添西原線道路改良工事（H30-3）
北部土木事務所	令和2年9月15日 ～9月16日	国道449号災害復旧工事（平成30年災第6号） 金武湾港海岸（ギンバル地区）護岸整備工事（H31）
中部土木事務所	令和2年8月5日 ～8月6日	宜野湾北中城線道路改良工事（H30-1） 天願川河川改修工事（H30-4） 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（P1下部工）
南部土木事務所	令和2年9月8日 ～9月10日	城間前田線実施設計業務委託（H30） 国道507号（八重瀬道路）橋梁下部工工事（H30） H30南部東道路橋梁下部工工事（大城ダム3号橋A2） 報得川河川整備工事（H30-2） 金良地区急傾斜地崩壊防止施設緊急改築工事（H30-1）
下水道事務所	令和2年8月18日 ～8月19日	宜野湾浄化センター塩素混和池築造工事 那覇浄化センター水処理施設仮設工事（4工区）
北部農林水産振興センター 農業水産整備課	令和2年9月16日 ～9月17日	天仁屋地区土砂流出防止対策工事（H30-1） 宜名真漁港及び栽培漁業センター災害復旧工事（H30線）
企業局建設課	令和2年8月20日 ～8月21日	北谷浄水場生物接触酸化池等改良工事 東系列導水路トンネル横坑工事（その3）

3 監査の着眼点

監査に当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の項目を着眼点として監査を実施した。

- (1) 計画及び設計は、適正に行われているか。  
(2) 請負契約事務は、適正に行われているか。  
(3) 工事の施工は、適正に行われているか。  
(4) 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施方法

監査に当たっては、関係書類や現地の確認、担当職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。  
技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約を締結し、委託先の技術士と共に実施した。  
なお、技術士による実地調査は、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、Web会議システムを利用して遠隔で実施した。

第2 監査所見

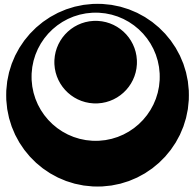
各機関の工事等については、おおむね適正に行われていると認められたが、その一部については是又は改善を要するものを指摘事項として次のとおり掲記した。  
今後とも、法令遵守等を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 安全・安心への配慮が必要なもの

- (1) 糸満警察署庁舎新築工事（建築1工区）及び県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（P1下部工）において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項に定める「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後は複数の請負工事を混在・並行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。（施設建築課）（中部土木事務所）
- (2) 糸満警察署庁舎新築工事（機械）及び沖縄県立芸術大学音楽堂舞台機構設備改修工事（第1期）において、特記仕様書で指示した「電気保安技術者」が配置されていなかった。今後は、特記仕様書に基づき適正に配置する必要がある。（施設建築課）

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 アイドマ印刷  
〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 令和元年度財政的援助団体等監査の結果報告書

## 目 次

### 第1 監査の概要

#### 第1 監査の概要

- 1 監査の対象年度及び実施期間 . . . . . 1
- 2 監査の実施団体及び実施状況 . . . . . 1
- 3 監査の着眼点 . . . . . 1
- 4 監査の実施方法 . . . . . 1

沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

#### 1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和元年度
- (2) 監査実施期間 令和2年9月4日から同年10月22日まで

#### 第2 監査の結果及び所見

- 1 監査の結果 . . . . . 3
- 2 監査所見 . . . . . 3

#### 2 監査の実施団体及び実施状況

監査を実施した団体は、別表のとおりである。

団体の選定に当たっては、財政的援助団体等監査実施要領の別記1「財政的援助団体等監査実施選定基準」に基づき、これまでの監査実施状況等も踏まえ選定した。今回は、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、対象を6出資団体に縮小して監査を実施した。

#### 第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

- 1 一般財団法人沖縄県私学教育振興会 . . . . . 4
- 2 公益財団法人沖縄科学技術振興センター . . . . . 4
- 3 沖縄県環境整備センター株式会社 . . . . . 5
- 4 公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会 . . . . . 6
- 5 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 . . . . . 7
- 6 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団 . . . . . 7

#### 3 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているかを着眼点として監査を実施した。

#### 4 監査の実施方法

団体から提出された監査調査をもとに、関係書類の確認や団体及び所管課から説明を聴取するなどの方法により実施した。

(別表)

監査の実施団体及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
<b>総務部所管</b>		
一般財団法人沖縄県私学教育振興会	令和2年9月4日 " 10月22日	出資・補助金
<b>企画部所管</b>		
公益財団法人沖縄県科学技術振興センター	令和2年9月8日 " 10月9日	出資・補助金
<b>環境部所管</b>		
沖縄県環境整備センター株式会社	令和2年9月4日	出資・補助金・貸付金
<b>子ども生活福祉部所管</b>		
公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会	令和2年9月8日 " 10月7日	出資・補助金
<b>保健医療部所管</b>		
公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団	令和2年9月15日	出資
<b>文化観光スポーツ部所管</b>		
公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団	令和2年9月24日 " 10月20日	出資

注：監査実施期日欄の日付が二枚書きのものは、下段が監査委員が監査実施団体に届出向き実地監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていると認められた。なお、会計事務の一部について、是正又は改善を要するものがあり、指摘事項として次のとおり掲記した。

(1) 会計事務に改善を要するもの

一般財団法人沖縄県私学教育振興会では、出張に際し旅行命令を受けていなかったもの、航空運賃を旅行者に支払うべきところ旅行会社に支払いをしたもの等、一般財団法人沖縄県私学教育振興会人事等規程と異なる取扱いとなっていたものがある。(総務部所管)

2 監査所見

令和元年度の財政的援助団体等の監査においては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部の団体においては、当該団体の規程等に沿った適切な事務処理が行われておらず、会計事務に是正又は改善を要するものが見られた。

県においては、それぞれの財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、所管する団体への指導・監督に努めていただきたい。

(1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、出張に際し旅行命令を受けていなかったものの、航空運賃を旅行者に支払うべきところ旅行会社に支払いをしているものがあった。

各団体においては、関係規程等に基づいた事務処理の適正確保に努めるとともに、チェック体制の強化など再発防止策を徹底する必要がある。

県においては、団体における会計事務の現状を把握し、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

(2) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県は、出資法人等について、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金交付団体等に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう指導・監督に努めていただきたい。

### 第3 監査実施団体 財政的援助等の概要

#### 1 一般財団法人沖縄県私学教育振興会（出資・補助金）

##### (1) 事業の概要

沖縄県私学教育振興会は、沖縄県内の私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、認定こども園、専修学校及び各種学校の振興並びに教職員及び私学振興団体職員の福利厚生を図るために必要な事業を行い、私学教育の充実と振興に寄与することを目的として昭和47年4月に設立されたもので、その前身は、昭和43年9月創設の特殊法人「私立学校振興会」である。平成25年4月に一般財団法人へ移行した。

令和元年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 融資あっせん事業
- ② 助成事業
- ③ 退職資金給付事業

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、沖縄県私学教育振興会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

ア 基本金の出資

基本金600,000,000円のうち、518,000,000円、86.3%を出資している。

イ 補助金の交付

令和元年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校教職員退職金補助金		355,177,372	114,573,906	私立学校教職員に係る退職金の積立

(単位：円)

#### 2 公益財団法人沖縄県科学技術振興センター（出資・補助金）

##### (1) 事業の概要

沖縄県科学技術振興センターは、亜熱帯地域、島嶼地域の有する諸問題に関し、国際的視野に立って、学術的、総合的に研究するとともに、関係諸国との共同研究や学術交流、また、研究機関相互のネットワークを構築することにより、本県の振興開発のみならず、日本及びアジア太平洋地域の学術・研究の振興に寄与することを目的に、財団法人亜熱帯総合研究所として平成8年10月12日に設立された。

さらに、平成20年8月1日に、本県の科学技術の振興を支援する中核機関としての役割も担うため、組織名称を変更し、平成24年4月1日付けで、公益財団法人へ移行した。

令和元年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 地域振興課題及び政策提言に関する調査・研究事業
- ② 社会科学、人文科学及び自然科学に関する調査・研究事業
- ③ 国際学術交流に関する事業
- ④ 学術会議、セミナー、シンポジウム等の各種催事の企画及び実施
- ⑤ 国内外の関係機関と連携した国際協力に関する事業
- ⑥ 学術研究に関する広報・研修に関する事業
- ⑦ 産学官共同研究に関する事業
- ⑧ 知的クラスターの形成に関する事業

- ⑨ 科学技術の振興に関する人材育成事業
- ⑩ 研究施設等の維持管理に関する事業

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、沖縄県科学技術振興センターに対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

ア 基本財産の出資

基本財産167,000,000円のうち、100,000,000円、59.9%を出資している。

イ 補助金の交付

令和元年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県科学技術振興センター機能強化事業費補助金		6,465,325	6,465,325	沖縄県科学技術振興センターの機能強化

(単位：円)

#### 3 沖縄県環境整備センター株式会社（出資・補助金・貸付金）

##### (1) 事業の概要

沖縄県環境整備センター株式会社は、産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境の保全と健全な経済社会活動を支えることを目的に、公共（県）が関与し産業廃棄物管理型最終処分場整備の事業主体となる会社として、平成25年3月に設立された。

令和元年10月末に最終処分場及び管理棟が竣工し、同年12月に開業した。

令和元年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 令和2年2月より廃棄物の受入を開始
- ② 公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場地域協議会を開催

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、沖縄県環境整備センター株式会社に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。

ア 基本金の出資

基本金786,000,000円のうち、340,000,000円、43.3%を出資している。

イ 補助金の交付

令和元年度（繰越分等含む。）における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県公共関係産業廃棄物処理施設整備事業補助金		1,968,795,000	1,371,895,000	産業廃棄物管理型最終処分場の整備
沖縄県公共関係産業廃棄物処理施設整備事業単独補助金		322,179,000	322,179,000	管理棟・計量棟建築、太陽光発電設備設置工事
合 計		2,290,974,000	1,694,074,000	

(単位：円)

ウ 貸付金の状況  
令和元年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和元年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
公共関係による管理型最 終処分場整備に係る事業 資金貸付	390,500,000	104,400,000	0	494,900,000

#### 4 公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会（出資・補助金）

##### (1) 事業の概要

沖縄県老人クラブ連合会は、県内の老人に対し、その心身の健康の維持、教養の向上及び生活の安定を図り、健全で豊かな老後の生活を行うことができるよう援助することを目的として、昭和37年9月に設立され、昭和49年2月に財団法人沖縄県老人クラブ連合会として認可された。平成24年4月から公益財団法人に移行し、現在に至っている。

- 令和元年度に行った主な事業は次のとおりである。
- ① 各地区・市町村及び単位老人クラブリーダー研修会の実施
  - ② 市町村老連幹部研修会の実施
  - ③ 市町村老人クラブ大会の実施
  - ④ 老人クラブ大会の開催
  - ⑤ 老人の意見発表大会の開催
  - ⑥ 老人福祉作文コンクールの実施
  - ⑦ 老人の日・老人週間への協力
  - ⑧ 市町村老人クラブ事業に対する指導・助言
  - ⑨ 高齢者相互支援事業の推進
  - ⑩ 健康増進のためのゲートボール大会等の実施
  - ⑪ 老人スポーツ大会、作品展、芸能祭等への協力
  - ⑫ 介護予防体操普及推進事業の推進

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、沖縄県老人クラブ連合会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

ア 基本金の出資  
基本金270,320,000円のうち、200,000,000円、74.0%を出資している。

イ 補助金の交付  
令和元年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県在宅老人福祉事業費 補助金	27,890,255	19,606,000	高齢者地域福祉推進事業 老人スポーツ普及事業 老人作品展事業 老人芸能祭事業

#### 5 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団（出資）

##### (1) 事業の概要

沖縄県保健医療福祉事業団は、県民の保健及び医療の向上と福祉の増進に関する事業を行い、もって本県の保健医療福祉に寄与することを目的として、昭和49年3月に設立された。

- 令和元年度に行った主な事業は次のとおりである。
- ① 健康づくり運動普及啓発事業及び健康づくり活動団体等への助成に関する事業
  - ② 腎臓等の臓器移植普及促進に関する事業
  - ③ 病児や付添家族の潜在施設であるファミリーハウスの管理運営に関する事業
  - ④ 勤労者の福祉の向上等に取り組む団体への助成に関する事業
  - ⑤ 施設の貸付及び温泉の利用に関する事業

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、沖縄県保健医療福祉事業団に対して基本財産3,505,000,000円の全額を出資している。また、それ以外に特定資産として、5,400,530,000円を出資している。

#### 6 公益財団法人沖縄県立芸術振興財団（出資）

##### (1) 事業の概要

沖縄県立芸術大学芸術振興財団は、沖縄県立芸術大学並びに沖縄県内に於ける芸術文化の振興に関する必要な助成事業を行い、沖縄県立芸術大学及び地域社会の芸術文化の発展に寄与することを目的に、昭和62年11月4日に設立された。

- 令和元年度に行った主な事業は次のとおりである。
- ① 沖縄県立芸術大学の教育・研究活動及び社会貢献活動に対する支援
  - ② 沖縄県立芸術大学の学生及び研究生に対する奨学金の給与
  - ③ 地域社会の芸術活動に対する助成

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、沖縄県立芸術大学芸術振興財団に対して基本財産524,653,680円のうち、400,000,000円、76.2%を出資している。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 アイドマ印刷  
〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)